

## 6 コミュニティ福祉学部専門教育科目追試験施行細則

施行 1998 年 4 月 1 日  
 改正 2001 年 3 月 6 日  
 改正 2003 年 2 月 7 日  
 改正 2006 年 1 月 27 日  
 改正 2007 年 2 月 24 日  
 改正 2011 年 2 月 22 日  
 改正 2017 年 4 月 1 日  
 改正 2018 年 4 月 1 日  
 改正 2022 年 4 月 1 日  
 改正 2024 年 4 月 1 日  
 改正 2025 年 4 月 1 日

### （受験資格）

第 1 条 追試験を受験できる者は，定期試験を別表「追試験受験申請書添付書類」に記載されている事由で，受験できなかった者に限る。

第 2 条 削除

第 3 条 削除

第 4 条 削除

（1）削除

（2）削除

付則 削除

### 〈別表：追試験受験申請書添付書類〉

	試験欠席事由	添付すべき証明書類 事由によっては，立教大学が記入用紙を作成する 場合がある
(1)	<コミュニティ福祉学部専門教育科目以外> 入院またはそれに準ずる登校不能（風邪・下痢等 の一時的な疾病は含まない）ただし、必修科目、 先修科目については欄外*を参照 <コミュニティ福祉学部専門教育科目> 入院またはそれに準ずる登校不能（風邪・下痢等 の一時的な疾病は含まない）**	入院先機関の発行する入院証明書注 1)

(2)	インフルエンザ, 麻しん等, 学校保健安全法の定める学校感染症 (学校において予防すべき感染症) の罹患による登校不能 注 2)	医療機関が記載し証明した大学所定の書式である「学校感染症登校可能証明書」注 3,5), または医療機関の発行する出校停止期間と登校可能日が記載された「診断書」注 4,5)
(3)	忌引 (保証人, 配偶者および3親等以内の血族または姻族に限る) (法事は含まない) 注 6)	本人と保証人の署名・捺印のある書類 (様式は自由, 本人との続柄を明記) およびその事実を明らかにするもの (死亡に関する公的証明書もしくは会葬礼状等)
(4)	交通機関の 30 分以上の遅延	交通機関発行の遅延証明書
(5)	重大な災害による登校不能	官公庁発行の被災証明書
(6)	学校・社会教育講座の各種実習・体験等	実習・体験期間証明書注 7)
(7)	就職試験 (就職試験の日程が変更できない場合に限る。セミナー, 複数企業の合同説明会, O B ・ O G 訪問等は含まない)	本人が受験したことを証明する受験先機関発行の証明書 (就職試験の場所, 日時を明記, 社印が押印されていること)
(8)	他大学大学院入学試験	受験票のコピー
(9)	日本代表としてのスポーツ公式競技への参加	派遣元団体が大学に宛てた公文書
(10)	裁判員選任手続期日における裁判所への出頭, または裁判員に選任された公判のための裁判所への出頭	裁判員選任手続期日における裁判所への出頭の場合, 出頭した裁判所で出頭日の証明を受けた「選任手続期日のお知らせ (呼出状)」, 裁判員に選任された場合, 裁判員職務従事期間についての「証明書」
(11)	上記各事項に準ずる事由注 8)	

\*必修科目、先修科目については、医師の診断書がある病気・けがによる登校不能についても欠席事由とする。この場合は、試験を欠席した日に受診し発行され、その病気・けがを証明する内容の診断書が必要となる。

先修科目とは、ある科目を履修するための条件として、先立って単位を修得しておくことが必要な科目をいう。具体的には、科目設置学科等の規定を参照すること。

\*\*医師の診断書がある病気・けがによる登校不能を含む。この場合は、試験を欠席した日に受診し発行され、その病気・けがを証明する内容の診断書が必要となる。

注 1) 上記(1)の場合の入院証明書・医師の診断書は、試験を欠席した日の入院・病気・けがを証明する内容であること。

注 2) 上記(2)に該当した場合には、速やかに所属キャンパスの教務窓口に連絡し指示を受けること。なお、罹患中に試験を受験した場合には、その試験は無効となる。

注 3) 上記 (2) に該当した場合の「学校感染症登校可能証明書」の書式は、SPIRIT 教務部ページからダウンロードすること。

注 4) 上記(2)に該当した場合の医師の診断書において、罹患時と治癒時の受診医療機関が異なった場合は、治癒時の医

療機関において「出校停止期間についての証明」が受けられない場合があるので注意が必要である。受診医療機関を変更する場合は、罹患時に受診した医療機関が発行する「罹患日記載がある『診断書』」を必ず取得しておくこと。こうすることにより、罹患時に取得した「診断書」と治療時に受診した医療機関が発行する『治療日と登校可能日の記載がある「診断書』』の2種類をもって「出校停止期間 についての証明」とすることが可能となる

注5) 上記(2)に該当した場合の添付すべき証明書類は、治療後の日程で発行されたものを提出すること。ただし、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）および新型コロナウイルス感染症に限り、初診時に発行された「学校感染症登校可能証明書」または医療機関発行の「診断書」でも申請を受け付けることがある。

注6) 3 親等以内の血族または姻族とは次を指す。

血族— 父母・子、祖父母・兄弟姉妹・孫、曾祖父母・伯叔父母・甥姪・曾孫

姻族— 配偶者の父母・子の配偶者・配偶者の子（配偶者の前婚における子など）、配偶者の祖父母・配偶者の兄弟、姉妹・孫の 配偶者・配偶者の孫（配偶者の前婚における孫など）・兄弟姉妹の配偶者、配偶者の曾祖父母・配偶者の伯叔父母・配偶者の甥姪・曾孫の配偶者・配偶者の曾孫（配偶者の前婚における曾孫など）・甥姪の配偶者・伯叔父母の配偶者

注7) 学校・社会教育講座事務室にて発行手続きを行うこと。

注8) 原則として、事前の届出に対して審査を行うので、所属キャンパスの教務窓口にお問い合わせのこと。